

三次市文化振興活動支援補助金交付要綱（平成29年3月24日教育委員会告示第7号）

最終改正:令和3年4月21日教育委員会告示第15号

改正内容:平成29年3月24日教育委員会告示第7号 [令和5年4月1日]

○三次市文化振興活動支援補助金交付要綱

平成29年3月24日教育委員会告示第7号

改正

令和2年3月26日教育委員会告示第8号

令和3年4月21日教育委員会告示第15号

三次市文化振興活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 三次市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、文化施設・資源を活用して地域が自主的・主体的に行う文化振興事業を支援することにより、各地域の文化振興を図り、市全体の文化水準を高めていくことを目的として、文化振興事業団体等が行う事業に対して、三次市文化振興活動支援補助金を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則(平成16年三次市規則第65号)に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の対象となる団体は、市内に活動の拠点を置く文化振興事業団体等で、文化事業を行うものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、地域の文化的な歴史や伝統を踏まえ、文化施設・資源を活用して、文化振興事業団体等が自主的・主体的に行う事業とする。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の対象となる経費は、文化振興事業団体等が行う補助事業に要する経費とし、補助金の額は教育委員会が別に定める。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、文化振興活動支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、教育委員会へ提出するものとする。

(1) 文化振興活動支援事業計画書

(2) 文化振興活動支援事業収支予算書(様式第2号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 教育委員会は、前条に規定する補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付が適当と認めたときは、補助金の交付及び額の決定を行い、文化振興活動支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請団体に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の交付決定に当たり、補助金交付の目的を達成するために、必要な条件を付することができる。

(実績報告書の提出)

第7条 申請団体は、当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該補助事業が完了した日の属する会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、速やかに文化振興活動支援補助金実績報告書(様式第4号)に次の書類を添えて、教育委員会に報告しなければならない。

(1) 文化振興活動支援事業報告書

(2) 文化振興活動支援事業収支決算書(様式第5号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第8条 教育委員会は、前条に規定する実績報告書を審査し、補助金交付の目的及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、文化振興活動支援補助金交付確定通知書(様式第6号)により、申請団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金の確定を受けた者は、遅滞なく文化振興活動支援補助金請求書(様式第7号)を、教育委員会へ提出するものとする。

(補助金の支払)

第10条 補助金の支払は、第8条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。この場合において、事業の目的を達成するため教育委員会が特に必要があると認めるときは、この一部を前金払ることができる。

2 前項の規定にかかわらず、事業の目的を達成するため教育委員会が特に必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

(帳簿の保存)

第11条 この事業の帳簿の保存期間は、当該補助事業完了後10年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和2年3月26日教委告示第8号)

この告示は、令和2年3月30日から施行する。

附 則(令和3年4月21日教委告示第15号)

この告示は、令和3年4月21日から施行する。
